「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例手引書」　主な改訂箇所

（令和６年３月改訂）

	ページ	改訂内容等
1	2	附帯設備として、「蓄電池」を追記しました。
2	18、26、27	許可申請にあたり、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等について、合意・協定等がある場合は、その旨を住民説明会で説明してください。また、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定に係る書面の写しを設置許可申請書に添付してください。
3	25	設置許可申請書に添付する「太陽光発電施設の構造図」に関する説明を修正しました。
4	27	設置許可申請書に添付する書類で、「その他知事が必要と認める書類」として、太陽光発電施設（架台・基礎）の構造計算書や載荷試験結果等を追加しました。
5	38、50	住民説明会の開催にあたり、開催日の概ね２週間前までに開催を周知するよう努めてください。また、住民説明会開催後あるいは住民説明実施後１週間程度は、地域住民等からの質問・意見等を受け付けることが望ましく、事業実施に向けた理解が得られるよう対応してください。
6	41	太陽光発電設備に係る電気事業法の遵守について記載するとともに、条例許可審査においても、設備の構造が技術基準に適合しているか確認する旨を記載。技術基準に適合していることの説明は、事業者が責任を持って行うものとします。
7	49、52、53、55	新設届出にあたり、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等について、合意・協定等がある場合は、その旨を「地域住民等への説明状況報告書」に記載するとともに、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定に係る書面の写しを届出書に添付してください。
8	90	地位承継・事業譲渡の際に、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等について、合意・協定等がある場合は、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定に係る書面の写しを届出書に添付してください。
9	104、108、120	「既存施設の変更許可」について、防災機能を高める変更と県が認めた場合は、許可手続きは不要とします。
10	107	「既存施設の届出書」提出の際に、太陽光発電事業に係る市町村、地域住民等との合意・協定等について、合資・協定等がある場合は、「その他知事が必要と認める書類」として、当該合意・協定に係る書面の写しを届出書に添付してください。